

イギリス生産センサスにおける諸概念の変遷

SUZUKI, Takeshi / 鈴木, 武

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

28

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

17

(終了ページ / End Page)

28

(発行年 / Year)

1991-04-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003359>

『イギリス生産センサスにおける諸概念の変遷』

(The Transition of Some Concepts used in U.K. Census of Production)

鈴木 武

1. はじめに

イギリスにおける近代的センサスは1801年に人口調査として始まった。これは他の先進国のセンサス開始期とほぼ同じ時期である。

しかし、これから記述する生産センサス (Census of Production) は、それより1世紀も後に実施されることになる。この間、同じ時期に人口調査を開始したアメリカ合衆国では、その後まもなく生産調査も実施することになったので、1世紀間の経験が蓄えられることになった。それゆえ、イギリスにおける生産センサスは、多分にアメリカ合衆国の影響を受けることになった。⁽¹⁾

本稿では上記のことに焦点を当てながら、まず、調査年次と概要を述べたあと、以下3点につき、その特徴と変遷を述べる。すなわち、生産センサスにおける「生産」の範囲、事業所概念を中心にする調査単位、および調査対象範囲についてである。

2. 調査年次と概要⁽²⁾

第1回生産センサスは商務省が主管となり、1907年を対象として1908年に実施された。この調査のきっかけになったのは関税改革の議論であり、1906年に生産センサス法が成立したことによる。当初、この法案は後述する1947年の商務統計法と同程度の幅広い権限が考えられていた。しかし、下院における法案審議の過程で権限が縮小させられていった。当時は何か新しいことをする場合、権限の制限は当然であった。産業からの情報収集に強制力を持ち、権限が拡大するようになったのは1932年の輸入関税法からである。

第2回センサスは5年後の1912年を対象に実施されることになった。また、その後5年間隔で実

施されることも決まった。しかし、結果の集計途中で第1次大戦が始まり、第2回センサスの個別報告書は公表されなかった。再開されたのは1924年を対象とするセンサスからである。その後は1930年センサスが行われた。

1930年代に関税問題が関心になり、1932年に輸入関税法が成立した。これにともない、情報収集の権限が拡大し、原材料および生産高の詳細を得る制約が取り除かれた。この結果、使用原材料および生産物の数量・金額が必要とされる範囲まで調査できることになった。この権限は1933年の財政法でさらに拡大した。輸入関税法に基づく調査は1933, 34, 37, 38年を対象に行われた。また、1935年は5年ごとの生産センサスであり、従来の制約を避けるため、生産センサス法と輸入関税法の両方に立脚して行われた。1939年に生産センサス法の改正が行われ、輸入関税法の権限を生産センサス全体にまで拡大することになった。しかし、戦争のため、この法律下でのセンサス実施はなかった。

第2次大戦後、1946年を対象に部分的な生産センサスが行われた。この目的は特定の重要産業の情報を得るためと、ネルソン委員会により勧告された追加情報を将来得るために調査設計をどうするか試すため、であった。同委員会による生産センサスの修正勧告と、ホプキンス委員会による流通・サービスセンサスに関する勧告とを基礎に、1947年に商務統計法が成立した。そこでは、経済動向の評価、産業統計サービス、および政府機能遂行のために必要な情報収集の権限が明記された。さらに、商務省が生産センサスおよび流通・サービスセンサスを1948年以降、定期的実施するよう書かれている。

1947年商務統計法に基づいて最初に行われたのが1948年生産センサスであった。その後、毎年調

査が行われるようになった。そのうち特に1951, 54, 58, 63, 68年を対象に実施されたセンサスは、1948年センサスと同様の基準で行われた詳細な調査である。1948年センサスでは標準産業分類が初めて用いられている。

上記の詳細な調査以外に、1949年以降1969年までを対象に行われた調査は、1948年センサスとは別の基準で実施された簡易調査である。そのうち、1949, 50, 52, 53年対象の調査は国民所得・支出勘定に必要な集計量をカバーする簡約なものであった。また、1952年対象の調査ではサンプリング手法が初めて用いられている。

1953年に、生産および流通・サービスセンサスの将来政策を検討するスミス委員会が開催された。その結論として、両センサスの有用性が強調され、今後とも調査を継続すべきであることが報告された。それと同時に以下の勧告がなされた。すなわち、もっとサンプリング手法を用いること、小企業には詳細な調査を免除すること、事前に調査をできる限り知らせること、である。

スミス委員会の勧告は1955年以降の調査に生かされることになった。簡易調査における設問はより重要な集計値に関してのみ行われるようになった。また、調査票は1枚で、設問はできる限り企業会計勘定から数字のとれるものに限られた。

1958年センサスは詳細な調査であるが、従来とは違った多くの変化がみられた。まず、1948年以來の標準産業分類が改訂されたので、産業の定義が若干変わった。また、詳細な調査票に記入するのは、従来、11人以上雇用している企業であったが、それが25人以上になった。しかし、いくつかの産業においては、25人未満の小規模企業にも、標本に選ばれたものには詳細な調査票が配られるようになった。サンプリングが詳細な生産センサスと結びついたのはこれが最初である。さらに、複数の事業所を持っている企業にたいし、それらをひとつにまとめた報告書を提出してもよいという基準が緩くなった。

1959年センサス以降の簡易調査では、調査単位が「事業所」(establishment)から「事業体」(business unit)に変わった。

1968年生産センサスは1907年以來ほぼ5年ごとに行われてきた詳細で大規模なサンセスのうちで

最後のものである。1968年センサスはその年に改正された標準産業分類に基づいて行われた。この改訂で、「事業所」の定義が広げられ、経済センサスで通常要求される情報(例えば、雇用、費用、出来高、資本情報)を提供する最小単位と見なされるようになった。

1970年以降は毎年詳細な調査が行われるようになり、1968年センサスと同様の調査項目をカバーするようになった。

1980年に標準産業分類が改訂された。1948年以來、1958, 68年と改訂されたきたが、従来は国連の基準に合うようになされていた。しかし、1980年のはECの基準に合うように改訂された。

1987年センサスから、行政上および統計上の理由により、調査単位が事業所から会社ベースに変わった。しかし、多角的な活動を行っている大企業の場合には、各生産活動を行っている事業体ごとに別々の報告書を提出することが義務づけられた。実際には、この改正以前から多くの事業体が独立の会社であるかのようにして報告書を提出していたので、数値的には大きな変化は生じなかった。

(表) 調査年次

センサス対象年	調査の種類
1907	第1回生産センサス
1912	2
1924	3
1930	4
1933	輸入関税法調査
1934	輸入関税法調査
1935	第5回生産センサスおよび輸入関税法調査
1937	輸入関税法調査
1938	輸入関税法調査
1946	部分生産センサス(試験的調査)
1948	生産センサス(詳細調査) 戦後最初の調査
1949	同 (簡易調査) 最初の簡易調査
1950	同 (簡易調査)
1951	同 (詳細調査)
1952-1953	同 (簡易調査)
1954	同 (詳細調査)
1955-1957	同 (簡易調査)
1958	同 (詳細調査) 詳細調査が5年ごとになる。
1959-1962	同 (簡易調査)
1963	同 (詳細調査)
1964-1967	同 (簡易調査)
1968	同 (詳細調査) 5年ごとの詳細調査の最後
1969	同 (簡易調査) 最後の簡易調査
1970	生産センサス 毎年行われている詳細調査の最初
1971-現在	生産センサス

ここで、調査でカバーされる地域および調査対象期間について、簡単に述べておこう。

1907、1912年センサス当時、イギリスはアイルランドを含んでいた。しかし、1920年にアイルランドが独立したので、1924年センサス以降は北アイルランドしか含んでいない。1930年以降、北アイルランド政府は独自調査をするようになった。ただし、1948年センサスは行っていない。1949年に北アイルランドの商務統計法が成立し、グレート・ブリテンの1947年法と似た条項を含むようになった。これにより、北アイルランドにおいても1949年以降、毎年の調査が行われるようになった。結果はイギリス全体をまとめた報告書として公表されている。

つぎに調査対象期間について述べよう。1907年の生産センサス法では、暦年の数値を回答することになっていたが、場合によっては企業の会計年度の数値を答えてもよかった。そのさい、1924年センサス以前は、暦年にもっとも近い期間の数値を回答することになっていた。1930年センサスで、それが1931年3月31日までに終わる期間に変更された。さらにそれ以降は、センサス年の4月6日から翌年の4月5日までに終わる会計年になり、今日まで続いている。

3. 調査が対象とする産業の範囲

1906年に成立した生産センサス法には、調査票に記入すべき者として、以下の人が列挙されている。

- (a) 1901年の工場法で対象とされているすべての工場主
- (b) 鉱山および採石場の所有者あるいは経営者
- (c) 建設請負業者
- (d) 鉄道、鉱車用軌道、港湾、泊渠、運河、下水、道路、堤防、貯水池の建設・補修、または、ガス、水道、電信、電話、電線の敷設・補修を担当する者
- (e) 自身の土地・建物以外でなされる仕事を外注する人
- (f) 上記以外に法律で指示された仕事に従事する人

ここで除外されている生産活動は主として農業

であるが、そのほかに以下の人々の生産活動が除かれている。

- (1) 村の鍛冶屋、靴直し、仕立て屋など個人の家で生業を営んでいる者。ただし、自分で原材料を調達して仕事をしている大工、鉛管工等は対象とされるが、他から原材料を供給されている請負人は対象にはされていない。
- (2) 家内作業場において家族だけで働いている場合。これらは概して外部の企業から仕事をもらっているため、その企業における外注として把握される。
- (3) 靴、時計、宝石、馬具等、しばしば小売りを伴う修理業。
- (4) 外注に出す者が製造業者の場合には、それを把握することができるが、外注に出す者がそれ以外の商人の場合、把握することは困難であり、除外される。
- (5) 紅茶のブレンド・袋詰め、コーヒー焙煎、わら業者、園芸業者など、生産的な仕事の後に小売りなどの商業活動を伴う職業。

1907年生産センサスにおいて、なぜ上記の調査対象範囲になったのかを考えるため、アメリカ合衆国における工業センサスの調査対象の変遷を概観しよう。⁽³⁾

アメリカ合衆国では1790年に第1回のセンサスが行われて以来、10年ごとにセンサスが実施されてきた。製造業に関しては第3回の1810年センサスから始まった。その後、各種調査が追加されていったのでセンサスが対象とする産業は広範なものになった。1902年に恒久的なセンサス局が設置され、各種調査が別々のセンサスとして独立した。そのさい、製造業を対象とする調査として、工業センサスが行われるようになった。そこで、製造業に限定して、19世紀以来の調査対象範囲の変遷を記述しよう。

1810年センサスでは製造業について調べようというだけで、それ以上具体的な指示はなかった。具体的に調査対象を指示するようになったのは1850年センサスにおいてである。このセンサスでは、同一の調査票で製造業のほかに鉱業、漁業をもカバーする産業調査に変わった。そのため、「生産的産業」という概念を用いて事業所をカバーすることになった。それゆえ、工場における生産

形態のほかに、家内生産あるいは職人的な生産形態をも調査対象に含めることが明記されるようになった。しかし、調査の興味は工場における生産にあったと思われる。

1880年センサスでは、一般調査票のほかに多くの特別調査票が導入されることになり、製造業に専門の調査票が用いられるようになった。これにより、工場における生産と家内生産とを区別することができるようになった。これが1900年センサスで、「製造業本来に属する事業所」と「職人的な仕事を行う事業所」の数値を別掲することで顕在化した。センサス報告書では、この両者を識別する基準として、「標準的製品」を生産しているか否かという点を挙げている。

1902年に恒久的なセンサス局が設置され、センサス全体に大きな変革がもたらされた。これを機会に、工業センサスの調査対象範囲がつぎのように限定された。「製造業の事業所とは、いわゆる工場制度のもとで運営されている事業所であり、近隣を対象とする職人作業的な産業を除くものである」となった。これにより、「生産的産業」というカテゴリーに属する事業所から、「工場制度」のもとで運営される事業所へと限定されることになった。この両者を識別するポイントは、工場制度による事業所では、一般市場向けの標準化された製品が生産され、広い地域にわたって取引がなされているが、これに対し、職人的な仕事を行なう事業所では、主として注文生産であり狭い地域でしか取り引きされていない、という点である。

1920年代になると、工場制度という概念で、標準的製品を生産しているか否かという基準を用い、製造業の範囲を捉えることにズレが生じてきた。そこで、製造業とは原材料を完成品あるいは半製品に変換する作業を営む業種である、という捉え方に変わってきた。すなわち、従来の「工場制度」という生産施設・設備を中心に製造業を捉える観点から、生産過程における機能・役割を中心に捉える観点へ移行してきた。

1925年センサスでは、「工場において物を作る」という観点から製造業を捉えるようになったが、1947年センサスでは、この機能のほかに、「工場において部品を組み立てる」という機能を新たに製造業の枠内に付け加えた。さらに1963年センサ

スでは、「工場で作ったり組み立てたりする作業を補助する」という機能を、これらに追加することになり、今日用いられている定義になった。

イギリスにおける1907年生産センサスをアメリカ合衆国の工業センサスの流れにおいてみると、「工場制度」による事業所のみを対象とするように切り替わったところである。しかし、イギリス生産センサスには「工場制度」に当たる概念がない。このセンサスを実施するきっかけになったのは、関税改革の議論であった。その結果、調査対象として製造業以外に鉱業、建設業および公共事業が含まれている。このことが「工場制度」を明示しえない原因になっている。しかし、実質的には「工場制度」の影響がみえる。すなわち、アメリカ合衆国工業センサスにおいて除外されるようになった「近隣を対象とする職人作業的な産業」は、イギリス生産センサスにおいても除かれている。これにより、製造業の範囲では「工場制度」に合致するものが対象とされていることがわかる。

生産センサスの範囲がこれ以後、どのように変化したかは、2つの側面から述べることができる。第1に、どのような産業が対象内あるいは対象外となったか、第2に、ひとつの企業におけるどの活動が対象内になっていったか、である。

第1の点である、どのような産業を対象内あるいは対象外とするようになったか、について述べよう。生産センサス開始当初から対象外となっていたものは、農業である。従って、農業と工業との境目が議論された。例えば、自分の土地でバターやチーズを作っているが、工場生産でない場合は対象外にする、とかいう議論である。アメリカ合衆国においても同様であるが、農業に関しては当初からセンサスがあったので、このような議論がなされていた。これに対し、生産センサスが開始されて以降問題となったのは、工業生産とサービス業との境目である。例えば、当初は対象内であったが、1930年センサス以降対象外となったものとして、中古衣料の洗濯、染色、洗浄に携わる仕事がある。また逆に、当初は対象外とされていたが、1948年以降対象内とされるようになったものに、織物加工販売業、紅茶のブレンド・袋詰め業、コーヒー焙煎業、屑鉄業などがある。

第2次大戦後、1947年に商務統計法が成立し、

それにより生産センサスのほかに流通・サービスセンサスが定期的実施されるようになった。最初の流通・サービスセンサスは1948年を対象に行われた。そこでは、生産センサスからは漏れてしまったクリーニング業などが含まれることになった。

次に、イギリスの生産センサスを他国の工業センサスと比べて、対象とする産業が異なるケースを簡単に列挙しよう。イギリスの生産センサスでは石炭・石油の採掘業、建設業および修理業を工業の範疇に含めている。また、工業以外でも、鉱業・砕石業、あるいはガス・電気・水道供給のような公共事業が対象に含まれているのが特徴的といえる。

次に第2の点である、ひとつの企業内における活動が生産センサスの対象となっていくたか、について述べよう。前述のように、アメリカ合衆国の工業センサスにおいては、「工場制度」という生産施設・設備を中心に製造業を捉える観点から、生産過程における機能・役割を中心に捉える観点を移行していった。そのさい当初は、ひとつの企業あるいは事業所内で、「工場において物を作る」という機能のみを製造業の範囲として捉えていた。その後、「工場において部品を組み立てる」という機能、さらに「工場で作ったり組み立てたりする作業を補助する」という機能を製造業の枠内に組み入れていった。これと同様のことがイギリス生産センサスでも起こったかどうか検討しよう。

イギリス生産センサスにおいて、機能・役割から調査対象を把握するようになったのは、アメリカ合衆国より少し遅れた1930年代と考えてよいであろう。すなわち、アメリカ合衆国の1925年工業センサスでは、『『製造』という用語は、原料あるいは半製品である材料を投入して、完成品あるいは半製品に変換することを意味する』⁽⁴⁾という記述がある。これに対応する表現として、イギリスでは1935年生産センサスで、「事業所とは、原材料を変形する過程が実施されている場所であり、工場とか作業場を意味する」⁽⁵⁾という記述がある。アメリカ合衆国では「製造」という用語の説明で、イギリスでは「事業所」という用語の説明の中で同様の表現が見えるが、とにかくここでは、ア

リカ合衆国に少し遅れて、イギリスでも機能・役割を中心に調査対象を捉えるように変化したように見える、ということを確認したい。

イギリスの生産センサスをもう少し詳しくみると、1930年センサスにおいて「事業所という用語には、職工が雇われていて、かつ、商品が購入者に手渡される前に経る過程を行う建物のすべてが含まれる。それゆえ、管理職、事務職、販売員だけからなる事務所や部門は除かれる」⁽⁶⁾という表現が見える。この記述では、調査対象を機能・役割から把握しようとしているか否か曖昧ではあるが、1935年センサスの表現と比較してみれば、肯定してもよいであろう。また、この記述の後半部分から、ひとつの企業においても直接生産に携わらない補助的活動は原則として除かれている、ことがわかる。

この原則が変わるのは1958年センサスからである。センサス報告書には、「企業は調査票に以下の明細も含めて回答するように求められている。すなわち、その企業が行っている小売り、卸売り業務、社員食堂、およびその他の補助的活動、たとえば、瓶詰め、梱包あるいは自身が行った生産物を梱包するための容器製造などである。これらの活動がたとえ実際に生産活動をおこなっている場所とは別の場所でおこなわれていても、別会社あるいは会計をべつにしている他の部門で行われていない限りは、調査票に含める必要がある」⁽⁷⁾という記述がある。すなわち、「物を作る」という機能のほかに、「生産活動を補助する」活動も調査対象に含まれるようになったのである。補助的活動も含むようになったのは、アメリカ合衆国では1963年センサスからであり、イギリスではそれよりも早いことになる。

ここで問題点を考えてみよう。まず、アメリカ合衆国工業センサスでは、「工場で作る」という段階の次に、「工場部品を組み立てる」という機能を調査対象範囲に組み入れているのに対し、イギリスではこの段階を踏まず、いきなり補助的活動に範囲を拡げている点が挙げられよう。これはイギリス生産センサスのカバーする産業が製造業よりも広い範囲であることに由来する。前述したように、当初から建設業および修理業も調査対象とされてきた。これらの産業は明らかに物

を組み立てることが主である。すなわち、イギリスでは「物を作る」という機能の中に最初から組立作業が含まれていた、と考えるべきであった。

こうみてくると、イギリスの生産センサスにおいて補助的活動まで範囲を広げたと述べたが、アメリカ合衆国の工業センサスと同様の意味でそう言えるかどうか、問題となる。1963年のアメリカ合衆国工業センサスでは、「財の生産や製造サービスに付け加え、製造業の施設では、関連する多種の補助的な活動がある。これらの活動として、加工すべき材料の入手、生産施設への移動、製造現場における保管、施設・設備の操作および維持、生産過程における作業手順の設計、および、顧客へ出荷のために必要な準備が挙げられよう。さらに、製造業の事業体として必要な一連の補助的活動もある。すなわち、管理と意思決定の仕方、製品および市場指向、エンジニアリングと品質管理、記録保持と会計処理、施設および設備の保安などである」⁽⁸⁾という記述がある。これらの活動を要約すると、輸送、保管、管理、事務などの業務である。これに対して、イギリスにおける1958年生産センサスで付け加えられた補助的活動は、主として生産企業が行っている商業的な活動である。アメリカ合衆国の工業センサスでは、このような商業的活動を含めるとはなっていない。

イギリス生産センサスにおける補助的活動の位置づけをもう少し詳細にみよう。1930年センサスでは「管理職、事務職、販売員だけからなる事務所や部門は除かれる」という記述に続けて、「ひとつの地域において同じ商売に携わっている事業所をいくつか持つ企業は、ひとつにまとめた報告書を提出したがる。この場合、各事業所で雇われている職工の数が別々に記載されていれば、許可される」⁽⁹⁾となっている。すなわち、企業はいくつかの事業所をまとめて報告書を提出したがる。そのさい管理、事務、販売という活動も一緒にした数字でも受理された。さらに1935年センサスでは、「事務所、上屋、梱包事業所、ガレージなど補助的活動をする場合で、生産現場から離れて立地している建物は別の事業所とはみなされてこなかった。また、そこで働く従業員や彼らが生み出すサービス額は生産活動の調査に含まれてきた」⁽¹⁰⁾と記述されている。また1948年センサスで

は、「本社機構や研究開発施設などのような共通サービス部門における雇用者、賃金、棒給、購入原材料などについては、各事業所に比例配分して報告するよう求められてきた」⁽¹¹⁾と述べている。このように、実際には補助的活動を含んだ数値が報告されてきたことをのべている。しかしこの場合でも、補助的活動の会計が別勘定になっているならば、その活動を除外して報告するように求めている。

以上述べてきたように、アメリカ合衆国工業センサスで考えられている補助的活動については、イギリス生産センサスでは実質的に当初からカバーされてきた。その理由は、このような補助的活動の会計を分離している企業が少ないので、生産活動の数値を報告するさい、補助的活動を含めて報告しても受理されたからである。1958年センサスにおける変更は、このような補助的活動のほかに商業的な活動までを、調査対象の範囲に含めたことにある。

このようにみえてくると、イギリスの生産センサスにおいて、「生産」の範囲は当初からそれほど変化してこなかったといえよう。ただ、1958年センサスで従来の範囲に商業的活動を付加したことが、唯一の変化とさえいえる。その原因は、当初から「生産」の対象範囲が製造業よりもかなり広い範囲に設定されたことにある。すなわち、建設業や各種公共事業のように組立作業を主とする産業が当初から含まれており、アメリカ合衆国センサスのように、「物を作る」ことだけに範囲を限定する必然性はなかった。ただし、イギリスの生産センサスはアメリカ合衆国工業センサスの影響を受けているので、20世紀初頭の「工場制度」的な捉え方から、1930年代の機能・役割を中心にした捉え方に変わっていきこうとした。アメリカ合衆国工業センサスでは、当初は工場における機械生産に興味があり、調査範囲をそこに限定していた。その後、興味の範囲を順次広げていくことにより、製造業の範囲を広げていった。しかしながら、イギリス生産センサスでは当初から広い範囲を対象としており、その範囲を広げていく必然性はなかった。それゆえ、機能・役割を中心とした捉え方に変化したとしても、それが「生産」の範囲を大きく変えることにはなりえなかった。

4. 調査単位について

第1回の生産センサスである1907年対象の調査以来、調査単位は原則として「事業所」(establishment)であった。1907年センサスの報告書には、「ひとつの企業が複数の事業所からなるとき、それぞれ別々の調査票が配布される。ただし、イングランド・ウェールズ、スコットランド、あるいはアイルランド内にある事業所は、それぞれをひとまとめにして報告書を提出してもよい」⁽²²⁾とある。しかし、報告書には直接「事業所」とはどのようなものかという記述はない。ここで、アメリカ合衆国の工業センサスにおける事業所概念を参考にしながら、このような表記がどうして出てきたのか考えてみよう。

アメリカ合衆国において「事業所」という用語が用いられたのは1810年センサスからである。しかし、事業所について具体的な説明がみられるのは、1850年センサスからである。ただし、この場合においても、事業所の定義が直接記述してあるのではなく、どのような場合にひとつの事業所とみなすかという、数え方の説明である。すなわち、その記述は次のようである。「ある事業所が同じ事業のために、同一調査区内のいくつかの場所で経営をしている場合には、もし、それが同一個人または会社に所有されているならば、それらは1つの事業所とみなされる」⁽²³⁾

調査区ごとに事業所をひとまとめにするというのは、調査区単位で集計・報告がなされていたからである。当時の調査区はかなり広範囲なものであった。それゆえ、いくつかの工場を持っていても、狭い地域に立地していることが普通である当時の状況からは、事業所の概念はほぼ企業あるいは会社と同じものと考えてよかった。

1880年センサス以後、1つの調査区はかなり狭くなった。これにともない、1890年センサスでは、狭くなった調査区と同程度の広さである郡市町が、事業所をひとまとめにする単位となった。1890年当時、アメリカ合衆国では巨大な独占企業が出現し、広範な地域にまたがって工場をもつ企業が増えていった。これにより、事業所の概念は企業概念から乖離するようになっていき、事業上、ひとつの工場を意味するものになってきた。以上の

変化を受けて、1904年センサスでは、複数の事業所が同一の郡市町内のある場合でも、それぞれが独立に会計をつけているときには、別々の事業所とみなすことになった。さらに1909年センサスにおいては、「1つの工場が1つの事業所である」と明記されるようになった。ここにいたって、やっと事業所とは工場を指すものであるという意味で、直接的に定義できるようになった。

その後、1の工場が1つの事業所をなすという考え方がさらに深まり、事業所はその工場が立地している場所と対応する概念になってきた。すなわち、場所が違えば別の事業所というわけである。この考え方が明記されるのは1947年センサスになってからである。

以上、アメリカ合衆国における事業所概念の変遷を概観した。これにイギリスの1907年センサスにおける事業所概念を当てはめてみると、1つの工場を1つの事業所とみなしたいという過渡期にあったことがわかる。従って、事業所とは工場を指すものだという考え方の一步手前にあり、報告書には事業所の直接的な定義はみあたらない。ただ、どの範囲にあるものをひとつの事業所としてまとめて報告してもよいか、という記述だけである。

事業所をひとまとめにして報告してもよいという範囲は、イングランド・ウェールズ、スコットランド、あるいはアイルランド内にそれぞれあるものという、かなり広い範囲である。イギリスではこの3地域で別々の統計組織が作られている。また、それぞれがその中央組織で集計作業を行っている。従って、イギリス全体を3地域に分け、各地域はかなり広範囲ではあるが、それぞれの地域内にある事業所をひとまとめにして報告してもよい、という措置は十分考えられるものであった。ただし、集計作業をまとめて行う地域が広いということが、のちのち、イギリスにおける事業所の概念をアメリカ合衆国の概念とは、かなり異なるものにする要因になった。

イギリスにおいて、事業所の定義が報告書に直接現れるのは、1930年センサスからである。その定義は工場を念頭においているので、記述は「事業所という用語には、職工が雇われていて、かつ、商品が購入者に手渡される前に経る過程を行う建

物のすべてが含まれる。それゆえ、管理職、事務職、販売員だけからなる事務所や部門は除かれる」というものである。これに続いて、「調査票はそれぞれ各事業所に配られるが、同じ産業に携わる事業所をいくつか持つ企業は、同じ地域にあるすべての事業所をカバーするひとつの報告書を提出したがらる。この場合、各事業所で雇われている職工の数が別々に記載されていれば、受理される。他方、同一事業所で複数の事業に携わっている企業の場合、それぞれ会計を別々にしているならば、各事業に対してそれぞれ調査票を提出しなければならない」⁽¹⁴⁾と記述している。ここでは、アメリカ合衆国工業センサスですでに確立している「1つの工場が1つの事業所をなす」という概念を用いたところであったが、企業は同一地域にある事業所をまとめて、ひとつの報告書を提出してくるという実情から、そのようには記述できなかった。しかし、事業所の定義は与えなかったため、生産とは何かを非常に曖昧な形で述べることで、記述をしたのであった。

1935年センサスではこの点を明確にするため、「事業所とは、原材料を変形する過程が実施されている場所であり、工場とか作業場を意味する」として、生産とは何かをより明確にしながら、事業所とは工場や作業場であることを明記している。しかし、このためには次のように続けなければならなかった。すなわち、「1935年センサスでは、各事業所がたとえ同じ事業に携わっていても、いなくても、企業は各事業所ごとに別々の調査票を提出するよう要求されている。しかし、1930年センサスでは、同じ地域にあり、同一の事業を行っている事業所はひとまとめにして調査票を提出することが許されていた」⁽¹⁵⁾と記述している。各事業所がそれぞれ調査票を提出すれば、「1つの工場が1つの事業所をなす」といえるのである。

1935年センサスでは、複数の事業所を持っている企業の場合、各事業所ごとに調査票を提出するように求めているが、実際には従来と同様、同一地域にある事業所をまとめて、1つの報告書を提出する企業が多かったと推測できる。その根拠として、1948年センサスでは「複数の事業所をもっている企業が、会計上の仕組みのために、各事業所ごとに別々の調査票を作成することが不可能で

ある場合には、同一の産業に属しているすべての事業所をひとまとめにして報告書を作成してもよい。ただし、各事業所に関し概要を示す項目を記載しなければならない」⁽¹⁶⁾という記述がみえる。1935年センサス以後、第二次大戦による混乱のため、再開された最初の生産センサスは1948年になる。戦争による混乱があったとはいえ、企業がいくつかの事業所をひとまとめにして報告書を提出する事態は変わらなかったと考えられる。

アメリカ合衆国工業センサスにおいても、会計を別々に有していない場合には、いくつかの事業所をまとめて1つの報告書を提出してもよい、という記載はみえる。この範囲は、1909年センサスでは同じ州内、あるいは人口1万人以上の都市内である。また、1947年センサスでは同一郡内である。ただし、1947年センサスの場合、同じ州の異なる郡内に事業所がそれぞれあるときには、各事業所における雇用数および給料支払額を明示すれば、ひとつにまとめた報告書を提出してもよい。いずれにしても、ひとつにまとめた報告書を提出してもよい範囲は、基本的には州である。これに対し、イギリス生産センサスではイングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランドという国（country）が単位になっている。アメリカ合衆国には多くの州があるので、全国にまたがる大企業の場合、その企業の各州ごとにまとめた事業所グループと企業自身とは違うものである。ところが、イギリスの場合には、その中で特にイングランド・ウェールズを中心にする企業では、その地域内の事業所グループと企業はほぼ同じものになる。この点が、その後の両国における事業所概念に差をもたらす要因になった。

アメリカ合衆国工業センサスの流れからみると、「1つの工場が1つの事業所をなす」という段階の次に、事業所はそれが立地している場所と対応する概念になっている。イギリス生産センサスでは、その記述は1948年センサスにみられる。すなわち、「多くの場合、事業所はある特定の場所にあり、同一の所有者あるいは経営者が支配する土地・建物全体からなる」⁽¹⁷⁾という記述がみえる。これは事業所が場所と対応する概念であることを示しており、アメリカ合衆国の1947年センサスに呼応する。しかし上述のように、イギリス生産セ

ンサスでは事実上、「1つの工場が1つの事業所をなす」というようにはなっていない。従って、1つの事業所が1つの場所に対応しているわけではない。

このようにみえてくると、イギリス生産センサスの事業所概念はアメリカ合衆国工業センサスの概念を形式的には後追いつているが、実質的には内容が伴っていない。その主たる原因は、複数の事業所を持っている企業に対し、それらの事業所をまとめて1つの報告書を提出してもよいと認めざるをえない点にある。アメリカ合衆国の事業所概念が定式化された1950年以後、イギリスでは、この現状を追認することにより、新たな事業所概念に変わっていった。

1958年センサスでは、「同一企業のなかに複数の事業所がある場合、ひとつにまとめた報告書を提出することが以前より自由に認められるようになった。その条件は、センサス分類において同一の産業に属すること、ならびに、同一の国（イングランド、スコットランド、ウェールズ）に立地することである」⁽¹⁶⁾と記述されている。ここに列挙されている条件は従来とは変わらないが、以前は同一企業に複数の事業所がある場合、できるだけ別々の調査票に記入するよう指示していたのに対し、1つの調査票にまとめて記入してもよいと方針を変更している。

このような方針転換が簡易調査ではあるが、1959年センサスにおいて調査単位を「事業所」から「事業体」へ変更することにつながった。事業体は同一企業内の同じ産業に属する事業所全体からなる。従って、同一企業内で複数の産業にまたがる生産活動をそれぞれ主として行っている場合には、別々の報告書を提出しなければならない。事業体への変更によって、固定資本支出額や在庫額という数値が把握しやすくなった。また、同様に調査単位として事業体を採用している流通・サービスセンサスの数字とも密接につながるようになった。さらに、事業体は月次や四半期で在庫・資本支出を調査するさいにも用いられている。これからわかるように、生産センサスがこれらの調査に対し、よりよい統計的枠組みを提供するようになった。

1963年の詳細なセンサスは従来どおりの事業所

を調査単位に用いているが、1968年センサスでは簡易調査に合わせて、事業所の定義が変更された。すなわち、事業所とは「通常の経済センサスで要求される雇用、支出、出来高、資本形成などの情報を提供する最小単位」であるとなった。この場合、どの範囲までを最小単位とみなすかという点に関し、センサス報告書では、「生産に従事しない部門の会計が別になっている場合には、報告書にその部門の明細を含めない。もし会計が別になっていない場合には、小売り・卸売り活動や、瓶詰め、梱包、自身の生産物を梱包する容器製造、建物・設備の維持、輸送、社員食堂の経営などの補助的活動も調査票に含めることになる。たとえ、これらの補助的活動が生産活動と同じ場所で行われていなくとも、調査票に含める」⁽¹⁷⁾と述べている。すなわち、独立の会計を持っているか否かという点が、最小単位かどうかを分けることになる。また、調査報告書にはできる限り非生産活動を除いて回答しなければならない。しかし、会計が別になっていないときには、その限りではない。

ここで、改訂された事業所と事業体との関係であるが、事業体とは企業内において同一産業に属する事業所全体をいう。それに対し、事業所は独立の会計を持っている最小単位ということになる。簡易調査は1969年センサスで最後となり、1970年センサス以降はすべて詳細な調査となった。それゆえ、改訂された事業所概念が調査単位として用いられてきた。

これまで述べてきたように、事業所概念は従来用いられてきた「1つの工場が1つの事業所をなす」という概念から、「経済センサスのために必要な情報を提供する最小単位」という概念へと変化していった。その最初のきっかけになったのは、集計作業の範囲がイギリス内の各国にあったことによる。しかし、事業所概念を改訂した方がよいという根拠は、資本支出額や在庫額のように、1つの工場で捉えるよりは、企業全体で把握した方がより適切である、という判断による。そのさい、同一企業内でいくつかの産業にまたがる活動をしている場合、それぞれを別の調査票に記入する必要があるため、各産業ごとに別の事業所と数えることになる。それゆえ、改訂された事業所概念が即ち企業、というわけにはいかない。1968年セン

サスの改訂で、引き続き「事業所」という用語を用いて、1959年の簡易調査で用いた「事業体」という用語と区別しているが、この措置は従来の事業所概念に引きずられた過渡的なものであったと判断できる。この措置が修正されるようになったのは、1987年センサスにおいてである。

1987年センサスでは、調査単位が従来用いられてきた「事業所」から「会社」に変わった。しかし例外として、「多種の活動を行っている大企業の場合、各生産活動に関し事業所ベースで別々の報告書を提出しなければならない。この単位を事業体 (businesses) と呼んでいる。この事業体はもはや非生産活動を除外するようには要求されていない」²⁰⁾という記述がある。ここで用いられている事業体と1959年センサス以降の簡易調査で用いられてきた事業体とは、ほぼ同じものと考えてよいであろう。

以上述べてきたように、イギリス生産センサスにおける調査単位の問題は、当初、アメリカ合衆国工業センサスの事業所概念を後追いしてきたが、第二次大戦後、会社単位に変化していった。

5. 調査対象企業の規模

1907年センサスでは、規模に関係なく、生産センサスがカバーする産業における全企業が調査対象であった。しかし、実際には小規模事業所の把握は大部分困難であり、漏れが多かった。

1930年センサスから、10人以下の企業は対象外になった。この状態は1957年センサスまで基本的に続いた。ただし、1935年センサスから10人以下の企業に対し、業種および年間平均の男女雇用数を調べている。また、1948年センサスからは、小規模企業の生産額がかなりの割合を占める若干の産業において、簡易な調査が10人以下の企業に対しても行われている。

1958年センサスでは、従来の11人以上の企業から25人以上の企業に対象が変更された。また、いくつかの産業では、標本に選ばれた10人以下の小規模企業の調査項目は詳細なものとなった。サンプリングが詳細な生産センサスと結びついたのはこれが最初であった。

1968年センサスから、調査対象基準が従来の企

業規模から事業所規模に変化した。そして、25人以上雇用している事業所が調査対象となった。1970年センサスでは25人以上の事業所が対象ではあるが、小規模事業所の生産額が重要な割合を占める産業では、11人以上の事業所が対象とされた。

1973年センサスでは、EECの基準に合わせるため変更があり、20人以上の事業所が対象とされるようになった。このうち、100人以上の事業所に対しては標準調査票が、20人から99人の事業所には簡易調査票が配布された。1978年センサスでは、20人以上の事業所が対象ではあるが、68産業において、20人から49人規模は1/2の標本が抽出されている。また、EECの基準で、5年ごとに10人以上の調査が必要であり、1978年センサスでは、10人から19人規模に対し10%の標本抽出をしている。1980年センサスでは、すべての産業で規模により次のような抽出率になった。すなわち、20人から49人までは1/4、50人から99人までは1/2、100人以上は全数を調査するようになった。この方法が今日まで続いている。

ここでアメリカ合衆国工業センサスの場合と比較しながら、調査対象企業の規模を検討しよう。アメリカ合衆国では、1850年センサスで「生産的な産業」という概念を用いて、工場生産のほかに家内生産を含めるようになったとき、生産形態による調査対象の制限ではなく、年間生産額による制約がでてきた。すなわち、年間500ドル以上生産している事業所が調査対象になった。この年間生産額による調査対象の制限は、「工場制度」という生産形態による事業所のみが対象となった1904年センサス以降も、引き続き行われた。1921年センサスからは2年ごとの実施となったので、費用節約のため、5000ドル以上の事業所に対象が絞られた。年間生産額という制約がなくなるのは1947年センサスからである。これ以降、センサスは再び5年ごとに行われるようになったからである。

イギリス生産センサスの場合は、年間生産額ではなく雇用者数が制約条件になっている。雇用者数の方が把握しやすいからであろう。この場合、調査間隔が短くなれば、費用節約のため、小規模の企業がより多く対象からはずされるようになった。この点はアメリカ合衆国のケースと基本的に

変わらない。ただし、5年ごとに実施するようになった1947年センサス以来、アメリカ合衆国工業センサスでは年間生産額による制約は設けていない。これに対し、イギリス生産センサスでは1970年センサス以来、毎年詳細な調査を行うようになったので、雇用者数による制約を除くわけにはいかなかった。

〔注〕

- (1) イギリスとアメリカ合衆国の人口センサスについては、文献(32)を参照。
- (2) この節については、文献(27)、(28)を参照。
- (3) アメリカ合衆国工業センサスにおいて用いられている概念の変遷については、文献(33)(34)を参照。
- (4) 文献(30) p.5。
- (5) 文献(5) p.vii。
- (6) 文献(3) p.xii。
- (7) 文献(11) p.1/4。
- (8) 文献(31) p.6。
- (9) 文献(3) p.xii。
- (10) 文献(5) p.vii。
- (11) 文献(6) p.1/iii。
- (12) 文献(1) p.1。
- (13) 文献(29) p.313。
- (14) 文献(3) p.xii。
- (15) 文献(5) p.vii。
- (16) 文献(6) p.1/iii。
- (17) 文献(6) p.1/iii。
- (18) 文献(11) p.1/4。
- (19) 文献(14) p.v。
- (20) 文献(26) p.4。

〔参考文献〕

- (1) Board of Trade, "Final Report on the First Census of Production of the United Kingdom (1907)", HMSO, 1912
- (2) ———, "Final Report on the Third Census of Production of the United Kingdom (1924)", HMSO, 1931
- (3) ———, "Final Report on the Fourth Cen-

- sus of Production (1930)", HMSO, 1933
- (4) ———, "Report on The Import Duties Act Inquiry (1934)", HMSO, 1936
- (5) ———, "Final Report on the Fifth Census of Production and the Import Duties Act Inquiry 1935", HMSO, 1938
- (6) ———, "Final Report on the Census of Production for 1948", HMSO, 1951
- (7) ———, "The Report on the Census of Production for 1951", HMSO
- (8) ———, "The Report on the Census of Production for 1952 and 1953", HMSO
- (9) ———, "The Report on the Census of Production for 1954", HMSO
- (10) ———, "The Report on the Census of Production for 1955, 1956 and 1957", HMSO
- (11) ———, "The Report on the Census of Production for 1958", HMSO, 1960
- (12) ———, "The Report on the Census of Production for 1959, 1960, 1961 and 1962", HMSO
- (13) ———, "The Report on the Census of Production 1963", HMSO, 1969
- (14) Department of Trade and Industry Business Statistics Office, "Report on the Census of Production 1968", HMSO, 1973
- (15) ———, "The Report on the Census of Production for 1969", HMSO, 1972
- (16) ———, "Report on the Census of Production 1970", HMSO, 1973
- (17) ———, "Report on the Census of Production 1971", HMSO, 1973
- (18) ———, "Report on the Census of Production 1972", 1974
- (19) ———, "Report on the Census of Production 1973", HMSO, 1976
- (20) ———, "Report on the Census of Production 1974 & 75", HMSO
- (21) ———, "Report on the Census of Production 1976", HMSO
- (22) ———, "Report on the Census of Production 1977", HMSO
- (23) ———, "Report on the Census of Produc-

tion 1978", HMSO

- (24) ———, "Report on the Census of Production 1980", HMSO
- (25) ———, "Report on the Census of Production 1983", HMSO
- (26) ———, "Report on the Census of Production 1988", HMSO
- (27) ———, "Historical Record of the Census of Production 1907 to 1970", HMSO
- (28) Hector Leak, "Census of Production and Distribution"
- (29) U.S.Department of Labor, "The History and Growth of the United States Census, 1790-1890", GPO, 1900
- (30) U.S.Department of Commerce, Bureau of the Census, "Biennial Census of Manufactures 1925", GPO, 1928
- (31) ———, "1963 Census of Manufactures, Volume 1, Summary and Subject Statistics", GPO, 1971
- (32) 鈴木武「人口センサスの英米比較」経営志林第23巻第2号, 1986
- (33) 鈴木武「アメリカ合衆国における工業センサスの性格とその変遷 (I)」経営志林第25巻第1号, 1988
- (34) 鈴木武「アメリカ合衆国工業センサスにおける諸概念の変遷」日本統計学会誌第19巻第1号, 1989